

(公 印 省 略)
都 政 第 2 4 7 1 号
平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会会長 様
公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部長 様

兵庫県県土整備部まちづくり局
都市政策課土地対策室長

大規模盛土造成地マップ公表に伴う重要事項説明等の取扱いについて

本県の宅地建物取引業行政の推進につきまして、平素から格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年 11 月 11 日、県及び宅地造成等規制法の許可権限を有する市が、県民の防災意識を高めるための一環として作成した、谷や傾斜地などを大規模に埋め立てた造成地の概ねの位置を示す「大規模盛土造成地マップ」が公表されました。(別添参照)

つきましては、別紙写しのとおり、標記について各県民局等宅地建物取引業法所管部署に通知しましたので、お知らせします。



(公 印 省 略)
都 政 第 2 4 7 1 号
平 成 2 7 年 1 1 月 1 2 日

各 県 民 局 土 木 事 務 所 ま ち づ くり 参 事 様
神 戸 ・ 阪 神 南 県 民 セ ン タ ー 土 木 事 務 所 長 様
中 播 磨 県 民 セ ン タ ー 土 木 事 務 所 ま ち づ くり 参 事 様

県 土 整 備 部 ま ち づ くり 局
都 市 政 策 課 土 地 対 策 室 長

大規模盛土造成地マップ公表に伴う重要事項説明等の取扱いについて

平成 27 年 11 月 11 日、県及び宅地造成等規制法の許可権限を有する市が、県民の防災意識を高めるための一環として作成した、谷や傾斜地などを大規模に埋め立てた造成地の概ねの位置を示す「大規模盛土造成地マップ」(以下「マップ」という。)が公表されました。(別添参照)

なお、マップは、宅地建物取引業法第 35 条第 1 項に規定する重要事項には該当しません。

しかし、同規定は必ず説明が必要な事項を限定列挙したものにすぎず、それ以外の重要と思われる事項の説明を否定しているものではありません。

このため、貴事務所管内の宅建業者等より、マップの取扱いについて照会等があった場合には、『マップの説明を義務づけるものではないが、民事上のトラブル等を避ける意味からも、説明することが好ましい。』旨、ご回答いただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、本通知については、副本を両宅建業者団体に通知するので、申し添えます。